

## 目 次

### ○第1号（6月19日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第45号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例	4
日程第 4 議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）	7
日程第 5 議会議員の派遣について	9
町長挨拶	10
閉 会	10

# 令和元年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

---

令和元年6月19日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和元年6月19日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第45号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 5 議会議員の派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
7番	五十嵐 善 一 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	笹沢 邦 男 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君
上下水道室長	中澤 早 人 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、令和元年第2回吉岡町議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（山畑祐男君） まず、最初に町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。  
町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。  
令和元年第2回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言挨拶させていただきます。本日、臨時議会が議員各位の出席のもと開会できますことに心から感謝申し上げます。さて、6月定例会閉会からまだ日が浅いわけですが、いただいたご意見をもとに、本臨時会では、吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例及び令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）の議案2件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。  
どうか議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって会期は本日1日限りと決定します。

なお、会期日程は配付の表のとおりでございます。

### 日程第3 議案第45号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第45号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第45号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和元年7月1日から令和5年4月26日までの間、町長、副町長、教育長の給与を減額するため、給与の特例に関する条例を制定するものでございます。

減額率につきましては、町長が20%、副町長及び教育長が10%であります。

詳細につきましては総務政策課長に説明させますので、よろしく審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案をごらんください。

第1条といたしまして、趣旨より、減額の対象となる特例期間を定めるものでございます。特例期間は、町長の任期でございます令和5年4月26日まででございます。

第2条といたしまして、給与月額の特例といたしまして減額の率を定めるものでございます。こちらは、町長が20%、副町長、教育長が10%でございます。これによりまして、町長の給与月額は72万6,000円から58万800円、副町長の給与月額は58万円ちょうどから52万2,000円に、教育長の給与月額は53万6,000円から48万2,400円に減額となります。

第3条、期末手当の特例についてですが、期末手当の額を算出する場合の給与月額を第2条と同様に減額するものでございます。本年度は期末手当の支給対象となる平成30年12月2日から令和元年12月1日までの間に1年間在籍しておりませんので、1年間在籍し現状の支給率で計算した場合の概算で申し上げますと、町長の期末手当は387万6,480円から310万1,472円と、副町長の期末手当は309万7,200円から278万7,480円に、教育長の期末手当は286万2,240円から257万6,016円に減額となります。これらにより減額される3名の方、特別職の年間ベースの給与、

期末手当の額につきましては、概算で約445万円となります。

続きまして、第4条、退職手当の特例についてです。こちらの条文では、退職手当の額を算出する場合の給与の月額につきましても第2条と同様に減額することを規定するものがございます。教育長の任期が9月30日ですので、任期4年間で在職した場合での概算で申し上げますと、町長の退職手当は1,510万800円から1,208万640円に、副町長の退職手当は696万円から626万4,000円に、教育長の退職手当は578万8,800円から520万9,920円に減額となります。

附則についてですが、第1項といたしまして、この条例は令和元年7月1日からの施行ということの規定しております。第2項といたしまして、この条例の失効、効力を失う時期についてですが、こちらは町長の任期になっております令和5年4月26日ということをお定めておるものがございます。第3項につきましては、既に効力を失っております前の三役のそれぞれの減額の条例につきまして、ここで廃止をさせていただくものがございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今回、特別職の給与の特例に関する条例が提出をされましたけれども、町長は選挙公約の中で、特別職の減額によりまして吉岡の子供をオリンピックにいざなうという話でありましたけれども、全体、今説明がありました月額報酬と期末手当あるいは退職手当の額がそれぞれ説明されましたけれども、これで全てを計算すると、本来支給されるべき額から減額によったものを差し引くと、その額は幾らになりますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件につきましては、総務政策課長のほうより答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 総支給額につきましては、年間で申し上げたところが約445万2,912円ということになるんですけども、概算値でございますので、任期4年と考えますとこちらを4倍する計算になりますので、ちょっと4倍のところまでは出してはならないんですけども、約1,780万円ぐらいということで、これから報酬の改定が確実にあるかないかというその辺もありますので、ぐらいという表現にさせていただきます。

ますが、1、780万円ぐらいということになります。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） これ、期末手当も減額するわけなんですけれども、4年間、4年弱ですけれども、かなりの金額になるんですけれども、今もありましたけれども東京オリパラとは関係なくということで、所信表明のときの質問には町長は答えております。では、一体なぜこの減額をするのか、その理由を明確にさせていただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 特別職の給与減額については自分の公約でもございます。町の財政状況を考慮して少しでも貢献していきたいと、そういう思いからでございます。

議 長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） この前も所信表明のときにお尋ねしましたけれども、年間で四百何十万元の金額を吉岡中生を東京オリパラ2020にいざなうという意味で使うのではなくて、あくまで町政、町の財政の軽減にすることを明確にしておきたかったのは、この特例で減額する理由をそこに置かないと、この前も所信表明でお聞きしましたように、公職にある者に禁じられている寄附行為に大変抵触するおそれがあるという、かなりグレーな部分であるということでお聞きしたわけなんですけれども、それにしましても町長が100分の20、副町長及び教育長においては100分の10ということだと書いてありますけれども、前町長の場合にはこの金額で要は減じる、相当する額、100分の20ではなかったような気がするんですけれども、この辺は前町長がやった給与の特例に関する条例と異なっておりますでしょうかね。それとも全く同じでしょうか。ちょっと私の記憶が定かでないので、教えていただきたいんですけれども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） その件に関しまして、総務政策課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） こちらは、全く同じかどうかという点についてはただいま手元に資料がございませんが、それぞれの削減率について、基本となったところで町長の指示は20%ということでお話をいただいたわけでございますが、減額前の副町長の金額が58

万円ちょうどと先ほど申しあげましたので、そこを下回らない金額ということで20%の58万8000円を決めさせていただきまして、町長との相談をさせていただいておるところでございます。副町長と教育長につきましても同様に、逆転をするという部分を避ける意味での削減率となっております。具体的には、教育長のほうの削減率を同じように20%といたしますと、課局長に適用する給与減率額に管理職手当を上乗せした金額を下回ってしまうというところでの調整額を示させていただいた上で、町長にご決断をいただいたということが考え方の骨子となっております。したがって、今回、前回と比べてという考えではなく、あくまでも今までの、ゼロベースでどこまで削減できるかということ、我々の指導に基づいてご決断いただいたということになっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第45号 吉岡町特別職の職員の給与の特例に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議 長（山畑祐男君） 日程第4、議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。



〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、吉中生東京オリンピック観戦事業につきまして債務負担行為を追加するものでございます。

詳細につきましては財務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）の議案書1ページをごらんください。

第1条の債務負担行為の補正につきましては、「第1表・債務負担行為補正」によるということで、2ページ「第1表・債務負担行為補正」をごらんください。

左から、事項は吉中生東京オリンピック観戦事業、期間は令和2年度、限度額は20万2,000円となります。観戦チケットを申し込むに当たって、今回、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に3ページをごらんください。

債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書では、一番下の行、吉中生東京オリンピック観戦事業が追加となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決ひします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第46号 令和元年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議会議員の派遣について

議長（山畑祐男君） 日程第5、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 議員派遣の件でありますけれども、地方自治法の定めるところによりまして、私は以前にも言いましたけれども、この地域開発対策特別委員会は6月定例会におきまして閉会中の継続審査の申し入れの決定をしております。ですから、閉会中の継続審査はできないというのが、私、議運でも話しましたが、確認ですけれども、私はこれは前回議決をしておりますからこれは無効だというふうに思いますけれども、確認ですから、確認してください。

議長（山畑祐男君） 暫時休憩をさせていただきます。今、確認しますので。

午前 9時50分休憩

---

午前10時10分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

休憩前の質疑に対し確認いたしましたところ、地域開発対策特別委員会の設置のときに調査事項の内容についても検討したと。したがって、地域開発特別委員会の構成及び調査事項の内容で閉会中の調査事項ということで、この特別委員会は議会の閉会中も調査研究を行うことができるという文言が入っているということで、現時点においては問題ないということでございます。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） ありませんね。

それでは、お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私は異議ありと言っているんですよ。

議長（山畑祐男君） それでは、派遣することに対して、議員の賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 賛成多数。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年第2回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

---

## 町長挨拶

議長（山畑祐男君） 閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第2回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議案2件を上程させていただき、可決いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。議決いただきました事業を速やかに進めますとともに、梅雨本番の集中豪雨等の災害への備え等十分留意しながら、町政運営に当たっていききたいと思っております。

ことは梅雨に入ってから梅雨寒の気候と快晴の日が交互に訪れ、体調管理等に戸惑う状況であります。議員皆様には十分ご自愛していただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶にさせていただきます。

大変お世話になりました。

---

## 閉会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和元年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前10時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘